



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和7年4月4日（金） 岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
商業・金融課	資金融資係	井澤	内線 3646 直通 058-272-8374 FAX 058-278-2672

「米国関税措置の影響を受ける中小企業・小規模事業者向け融資相談窓口」の開設について

経済産業省は、米国の自動車に対する追加関税措置の発効と相互関税の発表を受けた対策として、4月3日、全国の関係機関での特別相談窓口の設置や資金繰り支援措置等を実施する旨を発表しました。

当県においても、この関税措置により影響を受ける中小企業者等の資金繰り等に関する相談窓口を、本日、開設しましたのでお知らせします。

記

- 1 開設日：令和7年4月4日（金）
- 2 相談時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 設置場所：「別紙1」のとおり
- 4 内 容：岐阜県中小企業資金融資制度（県制度融資）による支援制度の案内（「別紙2」）、その他支援情報の提供等

【参考：国の支援概要】

①相談窓口の設置

- ・各地の経済産業局、政府系金融機関、商工団体、中小企業基盤整備機構等に特別相談窓口を設置（全国約1,000箇所）

※県内：日本政策金融公庫県内支店、商工中金県内支店、信用保証協会（県、岐阜市）、各商工会議所、県商工会連合会、県中小企業団体中央会、県よろず支援拠点

②資金繰り・資金調達支援

- ・関税影響を受けた中小企業のセーフティネット貸付の利用要件の緩和

※日本政策金融公庫等の政府系金融機関の資金メニュー「セーフティネット貸付」の要件緩和

- ・官民金融機関に対し影響を受ける中小企業の相談に丁寧に応じるよう要請 等

③中堅・中小自動車部品サプライヤーの事業強化

- ・サプライチェーンにおいて適切な価格転嫁が阻害されないよう、関係業界に対し要請 等

（経済産業省ホームページ：報道発表URL）

<https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250403001/20250403001.html>